

第3章 I 健康都市施策の柱

第1章 II-(3) 流山市の現状と課題をふまえ、流山市が健康都市としての施策を全市的に推進していくために、健康都市という観点から、健康に関わる施策・事業を5つの分野に再構築していきます。それぞれの分野で施策体系の中心となるのはこの5本の施策の柱です。平成20年度に策定した「流山市健康都市プログラム」に引き続き、今回策定するプログラムの健康都市施策も、すべてこれらの施策の柱のもとで展開していきます。

健康都市施策の柱

心と体を健やかに育むまちづくり
(保健・医療分野)

緑の保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

子育て環境先進都市、元気な高齢者先進都市をめざすまちづくり
(福祉・教育分野)

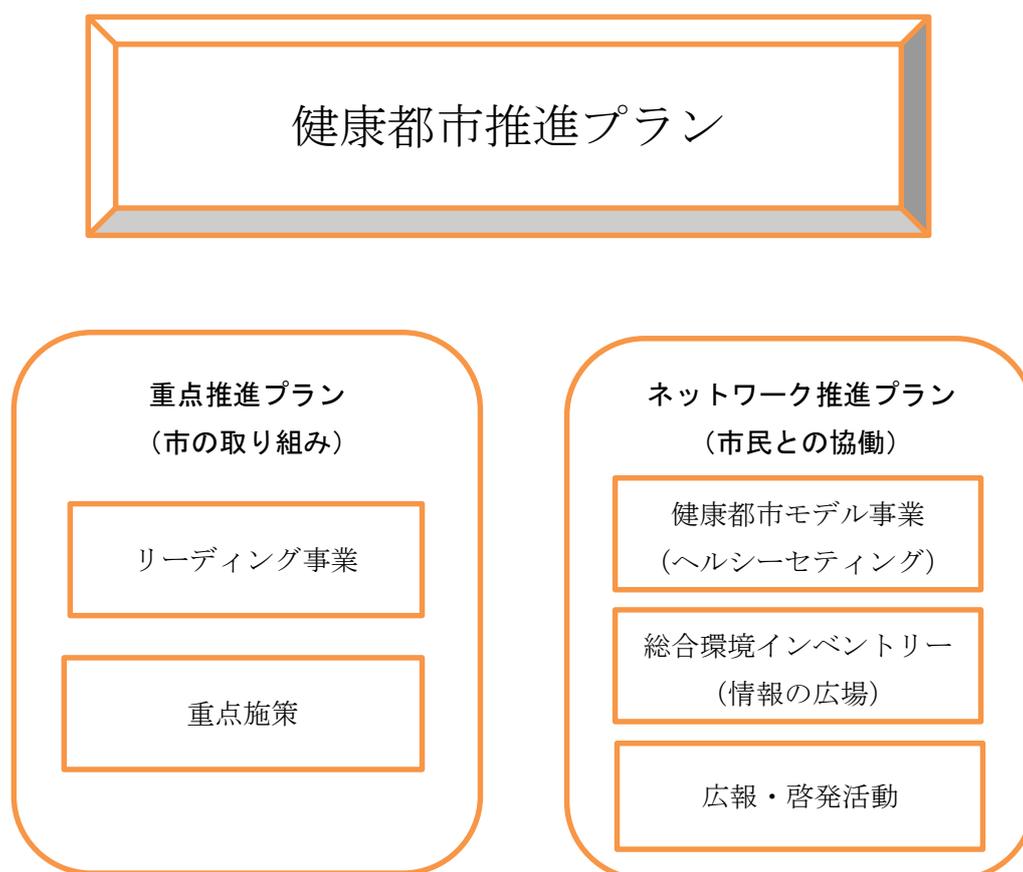
地域の豊かな生活と生涯スポーツの活性化をめざすまちづくり
(地域社会・文化・スポーツ分野)

健全・健康な食生活を進めるまちづくり
(食育・地産地消分野)

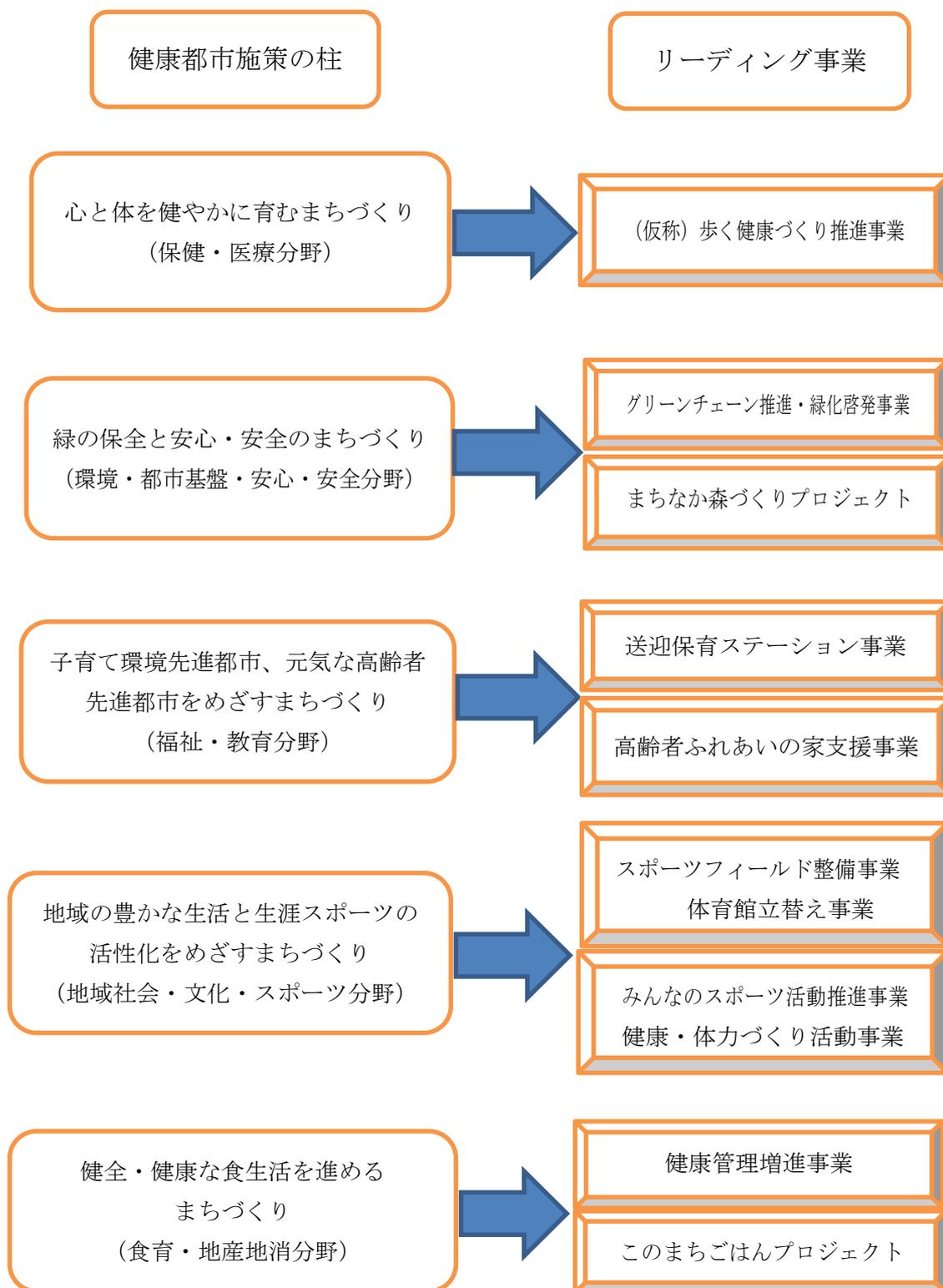
第3章 II 健康都市施策の体系

流山市が健康都市としてのまちづくりを進めるために、市の進める施策や事業全体を「健康」という観点からもう一度捉えなおし、5つの施策の柱に基づいて健康都市施策体系として再構築していきます。

健康都市施策の中核となるのが『健康都市推進プラン』です。この『健康都市推進プラン』は、「重点推進プラン（市の取り組み）」と「ネットワーク推進プラン（市民との協働）」の2つのプランで構成します。「重点推進プラン」は、市が行うさまざまな取り組みの中で、健康なまちづくりのために特に重要な事業を「リーディング事業」及び「重点施策」に位置づけ、重点的に推進していくものです。「ネットワーク推進プラン（市民との協働）」は、市民・団体相互の連携強化や市民・行政の協働を通じて、健康づくりに関わる市民・団体の取り組みを応援し、さらに活性化していくプランです。



健康都市施策体系図



健康都市施策

保健	①健診・保健指導
	②市民の健康づくり
医療	①医療体制
	②緊急医療

環境	①環境保全
	②資源循環
都市基盤	①都市基盤の整備
	②公園・緑地
安心・安全	①防災
	②防犯
	③交通安全

福祉	①子育て支援
	②高齢者支援
	③障害者支援
	④地域福祉・生活福祉
	⑤バリアフリー
教育	①学校教育
	②生涯学習

地域社会	①市民活動
	②商工業振興
	③雇用・労働
	④人権擁護
文化・スポーツ	①文化振興
	②スポーツ振興
	③運動習慣

食育	①食生活改善
	②食の安全
地産地消	①農業振興
	②地産地消
	③農業体験

市民との協働

ネットワーク推進プラン

健康都市モデル（ヘルシーセティング）

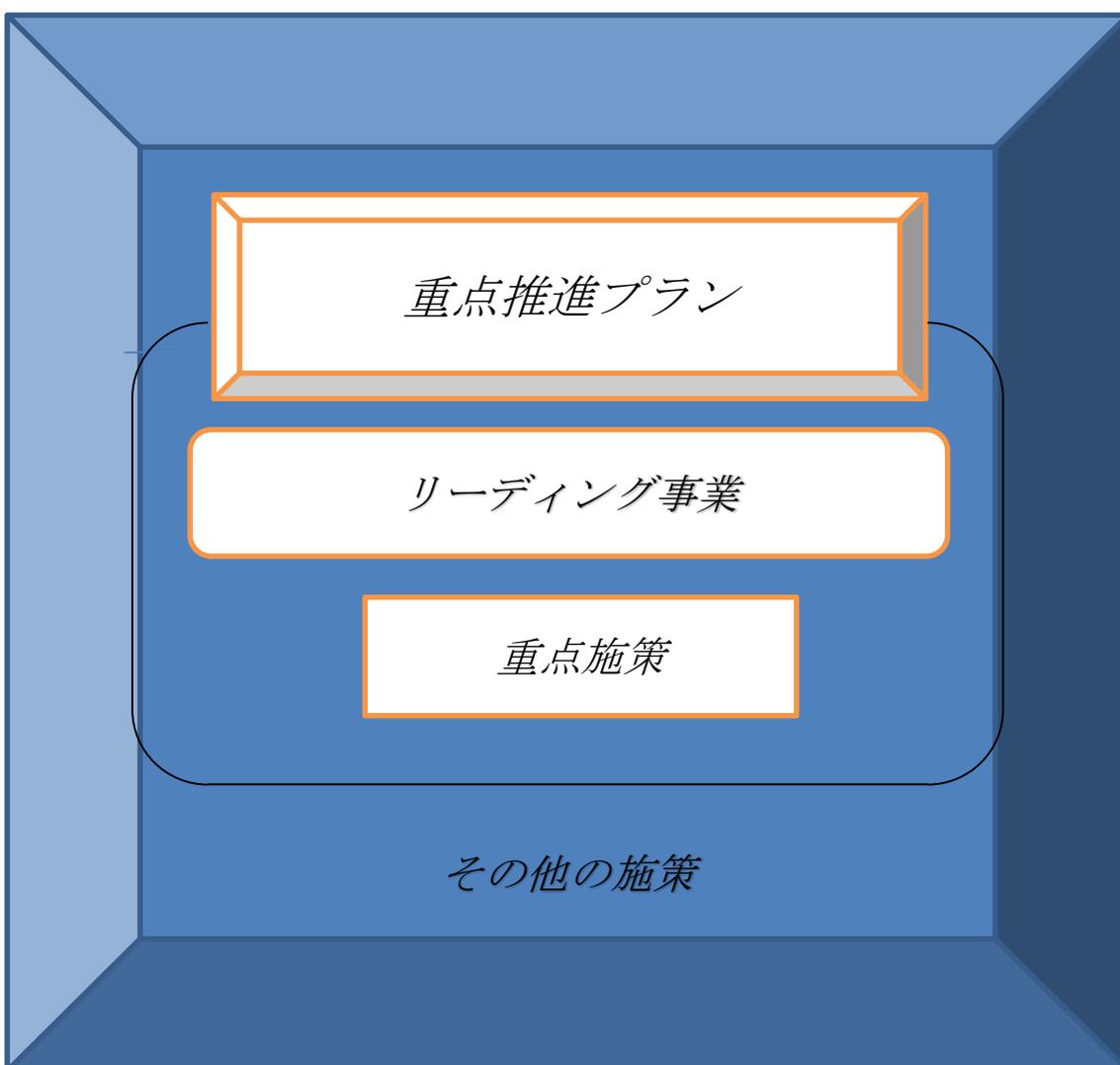
総合環境インベントリー（情報の広場）

広報・啓発活動

第3章 III 重点推進プラン

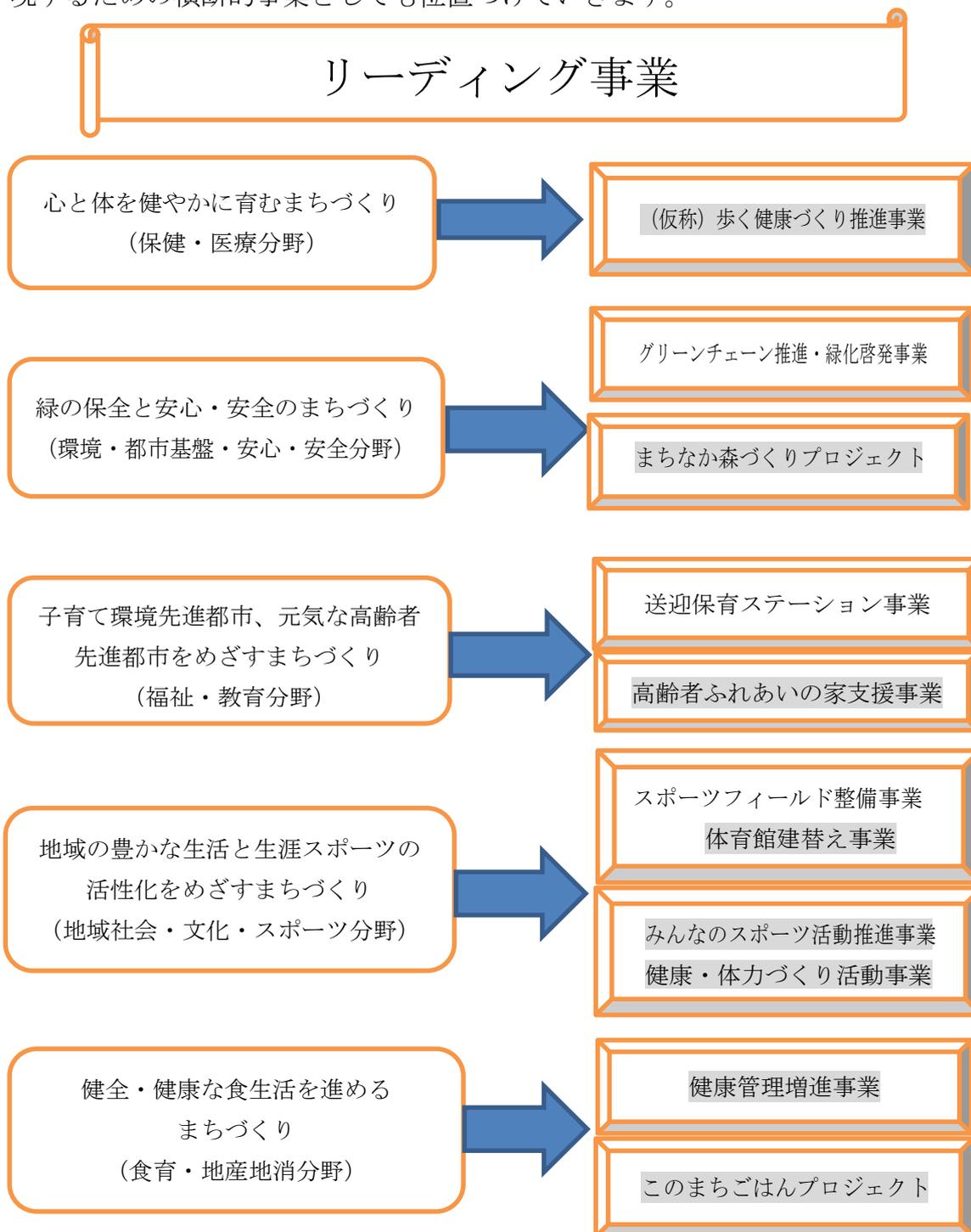
「重点推進プラン」は、流山市が行っている様々な施策や事業の中で、市民の健康づくりのために特別な重要性を持った事業を重点的に推進することで、施策の柱に掲げられた理念の実現を目指す取り組みです。

「重点推進プラン」は、健康都市施策の各分野の中でも最も重要で、市として中心的に推進していく「リーディング事業」と、それ以外で重要性の高い事業から成る「重点施策」から構成します。



第3章 IV リーディング事業

健康都市プログラム策定にあたって、健康都市施策を推進するために最も重要な事業として、それぞれの施策の柱に対応した5つの事業を「リーディング事業」に選定しました。各リーディング事業は、各分野の中核として健康施策を推進する牽引的な役割を果たすだけでなく、分野の枠を越えた積極的な連携を実現するための横断的事业としても位置づけていきます。



(1) 心と体を健やかに育むまちづくり
(保健・医療分野)

(仮称) 歩く健康づくり推進事業

平成26年4月からスタートした流山市健康づくり支援計画のなかで、「体を動かす楽しさを見つけ、継続的な運動習慣を身につけるための取り組みの推進」を基本目標の1つに掲げ、継続的に運動するためのきっかけづくりを推進しています。

そこで、人間の基本動作である「歩く」に着目し、健康づくりを支援します。例えば、今より10分多く歩いてみませんか。10分多く歩く工夫をするだけで、毎日1,000～1,200歩、消費エネルギーで約20～40kcalが消費できます。また、こうして普段から体を動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ(※)、うつ、認知症などのリスクを軽減することができます。

※ロコモ:「ロコモティブシンドローム」とは?

骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒、骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり介護が必要となる危険性が高い状態を指しています。

事業の概要

担当課	健康増進課
これまでの取り組み・課題	健康づくり推進員が地区活動の一環として市内を4地区に分け、市民を対象にウォーキング活動を実施しています。健康づくり講座等でも歩くことの効果や継続の必要性を啓発してきましたが、参加者の固定化や継続的な運動に繋がらないなどの課題があります。
今後5年間の目標	健康づくり推進員を増員し、市内全域でウォーキング活動が実施できる体制を整備します。 また、参加者が歩くことを意識し、継続する楽しさを身につけられるような講座等を開催します。



(2) 緑の保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

グリーンチェーン推進・緑化啓発事業

現在、流山市では新たなまちづくりが進んでいますが、一方で開発に伴い流山市民を育ててきた豊かな緑が減少しつつあります。市では公園や緑地など、公共の場での緑化を推進していますが、流山市全体で緑を保全していくためには、住宅地や商工業地など、民間の土地でも緑化を進めていくことが不可欠です。効果的な質と量の緑化を促すことで、温暖化防止などにも貢献する「森のまち」の形成を図ることを目的として、「流山グリーンチェーン戦略推進事業」では戸建住宅、集合住宅、店舗、事業所等において効果的な質と量の緑を配したのに対してグリーンチェーン認定を行うことで、水準の高い緑化を促します。個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取り組みを支援し、その取り組みを連鎖させることで、緑豊かなまち全体の環境価値を創造します。地権者の理解と協力を得るために、普及啓発活動を行います。

事業の概要

担当課	みどりの課
これまでの取り組み・課題	平成18年度から江戸川大学と連携しグリーンチェーン戦略によって回復した樹林が及ぼす気温緩和効果について調査を行っています。また、平成22年度からは千葉大学園芸学部と連携し、市民向け講演会などの啓発活動や制度の充実を図るための政策検討を行っています。
今後5年間の目標	平成31年度のグリーンチェーン認定取得率80%を目指します。 (算定式：「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査件数」×100)

流山グリーンチェーン戦略

「都心から一番近い森のまち 流山」を目指して



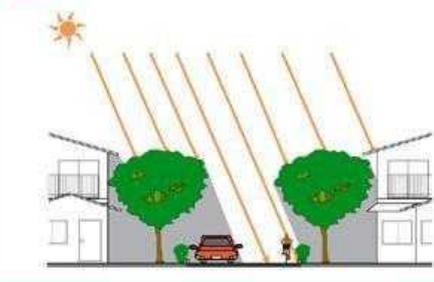
グリーンチェーン認定マーク

「流山市グリーンチェーン認定」は、緑の価値を指標化し、各開発事業をこの指標に基づいて評価し、市として緑化を奨励するものです。

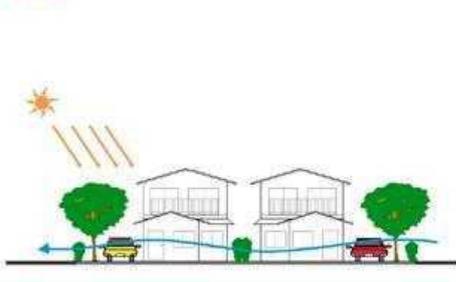
そこで、この評価＝「流山市グリーンチェーン認定」を皆さんが受けることで、個々の事業価値を高めることができると考えています。

指標は、次の7つで構成されています。

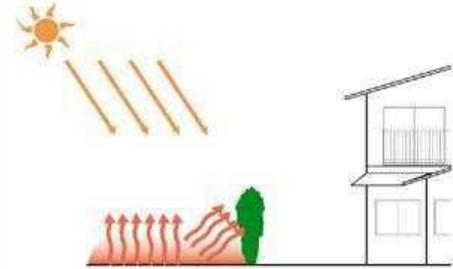
指標1 道路表面の温度上昇抑制



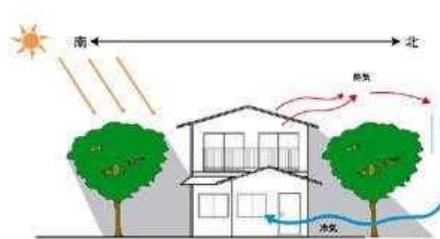
指標2 敷地間通風の確保



指標3 道路面からの放射熱侵入抑制



指標4 敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制



その他に… **指標5** 排熱とCO₂排出の抑制

指標6 住戸断熱性能の確保

指標7 住戸内通風の確保

指標の考え方を基に、流山市の気候条件・土地条件などを考慮し、「流山市グリーンチェーン認定基準」を設定しました。認定基準は、戸建（単独）・戸建（街区）・集合住宅・商業・業務・その他の施設に分類されています。

(2) 緑の保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

まちなか森プロジェクト

市では失った緑を回復させ、いつまでも「都心から一番近い森のまち」であるために、さまざまな緑化推進事業に取り組んでいます。そのひとつが平成22年度から行われている「まちなか森づくりプロジェクト」です。

このプロジェクトでは公園の一部や公共施設をはじめ、用水路跡地や道路用地などの「ちょっとしたスペース」に植栽を行い、街の中に緑をつくる取組です。

都市部においては、生活に潤いや安らぎを提供するだけでなく、防災対策や温暖化防止、ヒートアイランド対策、防音、防塵、防風など多様な役割が期待されています。

このプロジェクトのほか、学校等に苗木を植えるグリーンウェイブや街路樹・公園整備、生垣設置補助、グリーンチェーン戦略などにより、市内の緑化を推進しています。

事業の概要

担当課	みどりの課 環境政策・放射能対策課
これまでの取り組み・課題	(環境政策・放射能対策課) 平成22年9月には、横浜国立大学名誉教授宮脇昭先生のご指導のもと、流山市立西深井小学校で植樹が行われ、約600本の苗木を植樹しました。その後も平成25年度に、NPO法人地球の緑を育てる会主催のもと、小・中学校を含めた市内公共施設5か所で約1万本の苗木の植樹を行いました。 (みどりの課) 平成25年度は、坂川用水路跡地にタブノキ、ツツジの植栽を行いました。
今後5年間の目標	(環境政策・放射能対策課) 公共施設等の緑の創出を継続して進めます。 (みどりの課) 市内の緑化を推進し、CO2の吸収増に貢献していきます。

まちなか森づくりプロジェクト



(3) 子育て環境先進都市、元気な高齢者先進都市をめざすまちづくり
(福祉・教育分野)

送迎保育ステーション事業

流山市は、「総合計画・後期基本計画」で「安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を重点施策に様々な子育て支援施策を展開しています。

特に、電車で都心へ通勤する保護者が多いことから、平成19年7月に、流山おおたかの森駅の駅前ビルに駅前送迎保育ステーション「フォレストキッズガーデン」を設置し、通勤の途中に子どもを預け、市内の保育所（園）に送迎するサービスを開始しています。

利用者にも好評なことから、平成20年度には南流山駅前にも送迎保育ステーションを設置しました。

事業の概要

担当課	保育課
これまでの取り組み・課題	事業開始時、保育所を整備する数と比例し年々、利用者が増え、平成25年度には年間利用者が2,262名となり、平成25年度に流山おおたかの森でバス1台を増やし、平成26年4月1日より同ビル3階に施設を拡張し、バスもさらに1台増やすとともに南流山でもバスを1台増やし、1人でも多くの児童が保育所に入園できる環境を整備しました。
今後5年間の目標	人口推計については、社会状況や経済情勢が、国の政策のとおり推移することを前提に、流山おおたかの森地区及び南流山地区の今後の開発状況を勘案した結果、両地区の人口は、今後も増加すると推計するとともに、保育需要も、修学全児童総数に占める割合や国の女性の就業率も考えると、10年後も急激に減少することは考えられないことから、現体制を継続していきます。

送迎ステーション



(3) 子育て環境先進都市、元気な高齢者先進都市をめざすまちづくり
(福祉・教育分野)

高齢者ふれあいの家支援事業

高齢者ふれあいの家とは、おおむね 65 歳以上の高齢者が自由に集まって、茶話会やサークル活動、教養講座などで交流を深める施設で、民家や自治会館などを使って、地域にお住まいの個人やボランティア団体などが運営しています。

高齢者が地域の方々と楽しく過ごすことができ、ふれあいの家に徒歩や自転車で行くだけでも介護予防につながります。さらに、頭や体を使う活動で利用者が心身ともに健康になれるようにそれぞれ特色のある活動をしています。また、ふれあいの家でボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実にもつながっています。

流山市では、開設に伴って必要となる備品の調達や家屋の改修などにかかる費用のほか、施設開設維持に必要な費用、利用人数や実施回数など活動状況に応じた支援費の支給を行っています。

事業の概要

担当課	高齢者生きがい推進課
これまでの取り組み・課題	平成15年の事業開始以降、年々施設数は増加し、現在は15か所になりました。 市内全域での開設を目指して、広報やホームページなどで開設者を募集しています。
今後5年間の目標	市内15小学校区にそれぞれ1か所以上設置することを目標としています。 地域住民、自治会、NPO法人などに設置を求めるPRを広報やホームページなどに掲載し、増設を目指しています。



(4) 地域の豊かな生活と生涯スポーツの活性化をめざすまちづくり
(地域社会・文化・スポーツ分野)

スポーツフィールド整備事業・体育館建替え事業

流山市は、生涯を通してスポーツに親しみ健康に過ごしたいという機運が高まる中で「いつでも、どこでも、誰でも」という生涯スポーツの実現に向けて、市内の遊休地を活用して、市民が気軽に地域でスポーツができる多目的広場を整備する「スポーツフィールド整備事業」の他、屋内スポーツ活動の拠点として整備を進める「市民総合体育館の建替え事業」に取り組んでいます。

市民が気軽に利用して、健康づくり、体力づくりにいそしむことができる場を提供する事業であり、健康都市を目指す流山市にふさわしい事業としてリーディング事業に位置付けました。

事業の概要

担当課	生涯学習課
これまでの取り組み・課題	<p>【スポーツフィールド整備事業】 平成20年の健康都市プログラムに「スポーツフィールド整備事業」が位置付けられ、これまで3か所のスポーツフィールドを整備・開設しました。 野球やサッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等、年間6万7千人余りの市民が利用しています。</p> <p>【体育館建替え事業】 市民が気軽に利用して健康・体力づくりにいそしむことのできる場として、既存の屋内スポーツ施設の中核となって、市民のスポーツ活動を支え、大会の開催やスポーツ観戦の需要にも応えるスポーツ活動の場として、また、総合運動公園で汗を流す市民の役に立ち、文化活動に親しむ市民にも愛され、災害時には避難場所として市民生活を支えるなどさまざまな役割を果たしていきます。</p>

<p>今後5年間の目標</p>	<p>【スポーツフィールド整備事業】 新川耕地内に移転整備予定の新川耕地スポーツフィールドは、平成26年度末までに移転先を選定し、平成29年度の開設を目指します。</p> <p>【体育館建替え事業】 新しい体育館は、平成27年11月に竣工予定であり、平成28年春の開館を目指します。</p>
-----------------	---

新川耕地スポーツフィールド



流山市総合体育館



流山セントラルパーク駅方面からの出入口・アプローチ

みんなのスポーツ活動推進事業・健康・体力づくり活動事業

みんなのスポーツ活動推進事業《生涯学習課》

だれでもが気軽に楽しくスポーツ活動に親しめるよう、コミュニティスポーツフェスティバルやスポーツレクリエーション祭、コミュニティスポーツのつどいなどを、スポーツ推進委員やスポーツ団体など生涯市民の皆さんとの協働で推進します。

健康・体力づくり活動事業《生涯学習課》

中高齢者の生きがいと健康づくり活動を支援する上で、スポーツやレクリエーションを通じて、相互に親睦を深めながら本人に適した「運動」や「休養」の習慣を身につけていただくことをめざします。

事業の概要

担当課	生涯学習課
これまでの取り組み・課題	<p>【みんなのスポーツ活動推進事業】 だれでもが気軽に参加でき、友人・仲間との交流、家族のふれあいの中で楽しくスポーツ活動に親しめるよう「コミュニティスポーツのつどい」や「みんなの体操講習会」等を開催しています。参加世代の拡大が課題です。</p> <p>【健康・体力づくり活動事業】 市民一人ひとりの健康の保持増進と体力向上のため、いつからでも参加できるプログラムと場の提供を図り、健康・体力づくり活動を充実させるため、市内5地区で毎週日曜の早朝に開催している健康ジョギング講習会、夏期開催のウォータービクス講習会を行っています。参加世代の拡大が課題です。</p>
今後5年間の目標	<p>体育・スポーツ団体との協働により、市民のスポーツ活動を支援し、健康で明るいコミュニティづくりに貢献していきます。</p> <p>生涯スポーツ指導者とともに、健康や体力増進に取り組む市民を増やしていきます。</p>



ウォータービクス講習会の様子

(5) 健全・健康な食生活を進めるまちづくり
(食育・地産地消分野)

健康管理増進事業

流山市国民健康保険被保険者が、健康を維持・回復・増進し、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者に広く紹介し、知識の啓発・普及および実践により栄養学の定着を促します。

事業の概要

担当課	国保年金課
これまでの取り組み・課題	「健康を支える栄養学」の実践団体である「NPO法人健康を育てる会・流山」の活動と協働して、講座、講演会及び調理実習を開催することにより、栄養学の知識の啓発・普及および実践の定着を図ってきました。
今後5年間の目標	引き続き「健康を支える栄養学」に関する講座、講演会及び調理実習を開催し、より多くの被保険者に栄養学が普及・定着するよう努めます。

「健康を支える栄養学」講習会



「健康を支える栄養学」に基づく調理実習



(5) 健全・健康な食生活を進めるまちづくり
(食育・地産地消分野)

このまちごはんプロジェクト

このまちごはんプロジェクトは、米作農家支援、食育支援を中心にし、米飯給食における地産地消消費推進事業として位置づけ、さらに子どもたちの米づくり体験モデル事業を通して流山産米を普及啓発するプロジェクトです。

米作農家の支援として、JAによる買取価格と自主流通米価格との差額補てんを行い、農家の安定した所得の向上を図ります。

米価の低迷により、米作農家の販売先として小口の消費者を特定することは大変な労力となります。そこで、学校給食米としての流通の確保は安定的な所得を得られることとなり、農家の労働意欲と担い手の確保に有効です。また、農家の安定的な農業所得は、遊休農地発生を抑制し、多面的機能を持つ農地の保全を図るうえで重要です。

平成22年度から流山市内すべての小中学校の給食で通年、市内で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進します。また、既に実施している流山産の野菜等の学校給食利用も引き続き実施します。

事業の概要

担当課	農政課
これまでの取り組み・課題	小中学校給食への市内産米や野菜の供給に努めた。消費地に近いという立地の中で卸売市場への出荷、スーパーマーケットへの契約出荷、農産物直売所への出荷それぞれの活性化に支援に努めました。
今後5年間の目標	地産地消の活性化にあたっては、小中学校給食への市内産米や野菜を供給を拡充すると共に、適宜身近な消費者である市民や商工業者、農業関係機関、大学等研究機関、NPO法人等様々な立場と生産者が意見交換できる機会の創設に努めます。 小中学校の食育の場において、農業や農地の多面的機能に対する理解が深まるように教育部門への情報提供に努めると共に生産者と生徒たちの交流の機会の創設を図ります。



米飯給食の写真

第3章 V 重点施策

健康都市施策は流山市全体で推進していく必要があります。このため、リーディング事業だけでなく、市が施策を展開する全ての分野で市民の健康づくりに関する事業を一層推進していく必要があります。重点推進プランでは、リーディング事業以外の事業の中から、市民の健康づくりと健康なまちづくりのために重要な事業を重点施策に選定し、これらの事業を重点的に推進することで健康都市の実現を目指します。

(1) 心と体を健やかに育むまちづくり (保健・医療分野)

母子健康診査事業 《健康増進課》

母子健康手帳の発行及び妊産婦、乳幼児の疾病の早期発見、健康保持増進のため健康診査を実施します。

予防接種事業 《健康増進課》

乳幼児・児童生徒への予防接種を実施し、感染症の流行防止を図ります。
なお、65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザによる発病や重症化を未然に防止するため、個別接種方式により実施していた「高齢者インフルエンザ予防接種事業」は、平成25年度から「予防接種事業」に移管しています。

特定健康診査等事業 《健康増進課》

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を中心とした生活習慣病の予防対策に重点を置いた健診・保健指導を行います。

後期高齢者健康診査事業 《健康増進課》

後期高齢者医療制度の被保険者の健康の保持増進を図るため、健康診査事業を行います。

学校保健検診事業 《学校教育課》

児童生徒及び幼児の健康の保持増進を図るため、各種検診を実施します。特に、市内小学校の2年生・5年生を対象とした、う蝕活動性テスト（虫歯菌の活動性テスト）や中学1年生を対象とした歯周疾患テストなどを通して、児童生徒の口腔衛生への意識を高めます。

心の相談事業 《障害者支援課》

心の病や不安を持つ人に対する専門医による早期の相談・指導を通してうつ病などの発症を予防することにより、心の健康を保持します。

子ども医療費助成事業 《子ども家庭課》

中学生以下の子どもの医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。

訪問看護ステーション運営事業

流山市直営の訪問看護事業所として平成8年10月にケアセンター内に開設しました。

在宅で、看護や介護を必要とされる方に、看護師が直接訪問し、病状の観察、身体の清潔、床ずれの手当て、リハビリなどの看護サービスを提供しています。主治医やケアマネジャーと連携をとりながら適切な看護によって住み慣れた家庭や地域社会で、在宅療養ができるようお手伝いしています。介護保険、医療保険制度に基づきサービスを提供しており看護に関する各種相談も随時受け付けています。

在宅で療養している方に対して、医師の指示のもと個々に応じた看護サービスの提供により、病状の悪化を防ぎ在宅療養の継続を支援します。

救急救助活動事業《中央消防署・北消防署・東消防署・南消防署》

救急・救助活動に使用する機械器具等の維持管理に努め、各種災害時に迅速、的確な行動が取れるよう職員の訓練を充実させ、市民生活の安心・安全を図ります。

救急救命講習事業《消防防災課》

市民に救命の知識・技術を習得していただくために、応急手当の普及を図る「普通救命講習会」を開催します。また、呼吸停止・心停止者に対する自動体外式除細動器(AED)の取り扱いを含む救命手当や応急手当の指導を行うとともに、家庭内で発生する転倒や火傷等の一般負傷事故の原因と予防策の普及・啓発により予防救急の推進を図ります。

自動体外式除細動器(AED)の借上・整備《財産活用課・社会福祉課・子ども家庭課・保育課・学校教育課・公民館・図書館等》

公民館や図書館、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ、福祉会館等の公共施設に自動体外式除細動器(AED)を設置し、救急体制の確立を図ります。

消防署自動体外式除細動器(AED)借上事業《消防防災課》

各消防署(4署)及び各署消防ポンプ自動車(9台)にAEDを配備し、駆け込み救急及び出向途上における救急に対応します。(平成19年度開始)

また、市内で開催される催し等にAEDを貸し出しすることにより、救急業務推進と救命率の向上を図ります。(平成26年度開始)

(2) 緑の保全と安心・安全のまちづくり（環境・都市基盤・安心・安全分野）

大気保全対策事業《環境政策・放射能対策課》

大気監視測定機器を適正に管理し、大気環境を常時監視することにより、大気汚染防止に努めます。

地球温暖化対策奨励事業《環境政策・放射能対策課》

市域全体のCO₂排出量を削減するため、削減に効果がある太陽光発電の設備を設置した市民に対して奨励金を交付します。

路上喫煙等防止事業《環境政策・放射能対策課》

市内での路上喫煙、ポイ捨て、犬のフンの放置を禁止し、きれいなまちづくりを推進します。また、各種団体等との連携によるキャンペーンの実施やパトロールによる啓発・指導活動を行います。

エコアクション21事業(環境マネジメント事業)《環境政策・放射能対策課》

市役所の全事務事業を対象に「エコアクション21」の認証・登録に取り組んでいます。この環境管理システムの取り組みを積極的に進め、省資源化・省エネルギー化等の環境負荷の低減に努めます。

沿線整備推進事業《環境政策・放射能対策課》

つくばエクスプレス沿線整備を促進し、良好な市街地を形成します。

道路の新設・改良・拡幅《環境政策・放射能対策課》

市道の新設・改良・拡幅を進めることで利便性・安全性を高め、市民や利用者の生活環境向上を図ります。

下水道の整備《下水道建設課》

市民の快適な生活環境確保と河川等の水質汚濁防止のため、公共下水道整備を計画的に推進します。

水道事業の展開《経營業務課》

健康な生活を支える水道水の水質保全を図ります。

遊具施設等安全対策事業《みどりの課》

既に開設されている公園・緑地を住民の需要に応じて再整備することにより、利用の増進を図ります。

地域防災事業《防災危機管理課》

自主防災組織の育成・支援や総合防災訓練等を実施し、地域防災力の向上に努めます。

耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業《建築住宅課》

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助します。

安心安全事業《コミュニティ課》

自主防犯意識の普及高揚を図るため、「流山市民安全パトロール隊」などへの支援を行うとともに、防犯・防災などの情報を携帯電話に配信します。

交通安全啓発・指導事業《コミュニティ課》

年4回の交通安全運動期間を中心に飲酒運転の根絶や自転車利用の安全推進等の啓発活動、幼児・小学生・高齢者等の交通安全指導等を実施し、交通事故の抑止を図ります。

写真やイラスト

(3) 子育て環境先進都市、元気な高齢者先進都市をめざすまちづくり（福祉・教育分野）

地域子育て支援センター事業《子ども家庭課》

公設（1か所）と私立の保育園に、「地域子育て支援センター」を設置し、子育ての悩み相談や情報の提供、更には、センター内や各地域に出向いてふれあい活動を行い、子育て支援の充実をめざしています。私立保育園には必要経費を助成しています。

養育支援訪問事業《健康増進課》

養育困難家庭に、専門職により育児に関する技術支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業《健康増進課》

乳児のいる全ての家庭を訪問し育児に関するサービスについての情報提供をするとともに親子の心身の状況確認や育児上の不安についての助言を行います。

高齢者在宅福祉給付事業《高齢者生きがい推進課》

在宅高齢者に、寝具乾燥サービスの提供、福祉電話の貸与をすることにより、高齢者の日常生活の支援を行います。

高齢者住宅改造助成事業《高齢者生きがい推進課》

在宅高齢者に、手すりの設置、段差の解消の工事等住宅改造にかかる費用の一部を助成し、高齢者の日常生活の支援を行います。

ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業《高齢者生きがい推進課》

在宅高齢者に、住居等に消防救急隊に直結した通報装置を設置し、緊急時の支援を行います。

地区敬老行事支援事業《高齢者生きがい推進課》

地域福祉の理念に基づき、地域で自主的に高齢者に対する敬老行事を開催する際に、側面的に支援します。

高齢者生きがい推進事業《高齢者生きがい推進課》

高齢者の生きがいの支援や社会参加の促進を図るとともに、敬老思想の高揚を図りながら敬老に関する諸事業を推進します。老人クラブへの運営補助、敬老祝金の支給などを実施します。

シルバー人材センター運営費補助金事業《高齢者生きがい推進課》

高齢者の雇用の機会を確保し、就労することで生きがいの持てる生活を送れるよう、「流山市シルバー人材センター」の継続的な運営を維持するため補助金を交付します。

バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業《道路建設課》

市街地における歩行空間のバリアフリー化、連続性を確保するために、主要な歩行系ネットワークを中心として、歩道の拡幅・段差解消など、バリアフリー化を進めます。

教育、文化及びスポーツ施設整備等基金積立事業《教育総務課》

今後の流山市教育・文化・スポーツ施設の設備充実を図るとともに、資金計画に基づいた財源の一部を確保することにより、資金調達の一助とします。

学校サポート看護師派遣事業《学校教育課》

養護教諭が今日的な保健課題である薬物乱用・喫煙防止・心身の発達に関する指導・生活習慣病の予防などについて、児童生徒に指導を行う機会を増やし、児童生徒の積極的な健康教育の充実を図ることを目的として、サポート看護師を派遣します。

教育指導人材充実事業《指導課》

教育指導に優れた人材の活用を図り、活動補助、学習支援、環境美化、IT支援などのボランティア活動に参加していただくことで、教育内容の質的向上を図ります。また、人材の育成にも努めます。

学校サポート教員派遣研究事業《指導課》

算数・数学の少人数指導やチームティーチング、体験活動や宿泊行事への支援、個性を生かす教育と特別支援教育の推進のため、市単独雇用のサポート教員を配置し、教育活動の充実をめざします。

子ども専用いじめホットライン相談事業《指導課》

子ども自身が、いつでも安心して電話で相談できるホットラインを開設し、子ども自身へ直接的な相談支援アドバイスをを行い、問題克服を図ります。

(4) 地域の豊かな生活と生涯スポーツの活性化をめざすまちづくり（地域社会・文化・スポーツ分野）

自治会活動助成事業《コミュニティ課》

自治会がより活発に活動するために、自治会館維持・管理、大規模修繕及び自治会等交付金の補助等を行い、コミュニティ形成の醸成を図ります。

NPO活動推進事業《コミュニティ課》

「流山市民活動推進センター」を拠点とし、協働まちづくりを実現するため、NPOなど市民活動団体の総合的な支援や活動の推進を行います。「市民活動団体公益事業補助金制度」による事業の支援やフォーラムの開催などを実施します。また、団体を対象に市民活動の運営面を支援する研修講座を開催します。

商工業育成・助成事業《商工課》

商工業の振興を図るため、商工会議所及び商業団体等に対し各種補助金（明るい商店会づくりで安心安全なまちづくりにもつなげる商業振興共同施設の設置・維持管理の補助等）を交付するほか、市内中小企業者の育成と振興及び経営の安定を図るため、資金融資の実施並びに利子補給を行います。

商店街空き店舗有効活用事業《商工課》

商店会などに対し、空き店舗を有効活用する場合の賃借料の半額助成や商業活性化アドバイザーを活用する場合の派遣費用の一部助成を行って、空き店舗の活用を促進するなど、商店街の活性化を図ります。

雇用促進事業《商工課》

高齢者や障害のある人の雇用を拡大するため、国が定める雇用条件によって事業主に奨励金を交付し、就労の安定と雇用の機会拡充並びに労働者の福祉向上を促進し、地域雇用の安定を図るほか、流山市勤労者互助会活動等を支援し、中小企業の従業員と事業主の福祉の増進を図ります。

芸術・文化振興事業《生涯学習課》

市民の行う文化活動を促進するとともに、芸術鑑賞など広く芸術文化に接する機会の拡充を図ります。

流山本町・利根運河ツーリズム推進事業《商工課》（流山本町・利根運河ツーリズム推進室）

流山市の観光の強みである流山本町地区および利根運河周辺に特化した観光拠点の創出と地域の活性化を図るための仕掛けづくりを行います。

流山本町界隈に存在する歴史的価値のある建造物を利用したギャラリーや飲食店などの店舗経営を支援するため、「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」を制定し、観光交流拠点の創設による地域の活性化を図るとともに、観光による交流人口の増加を実現し、また利根運河においては「利根運河魅力再発見」をコンセプトに“首都圏のオアシス・流山”としてツーリズムの推進を図っていきます。

両地域における観光振興・活性化を図る目的で、地域にある歴史的建造物を活用し、ギャラリーや飲食店、民芸品等の販売・展示を行う拠点をオープンさせ、交流人口の増加に努めてきました。

「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」を活用し、平成23年度は2店舗、平成24年度は1店舗、平成25年度には1店舗の合計4店舗が開店。既存の観光施設とあわせて、メディア等によるPR効果も表れ、まち歩きをはじめ来訪者が年々増加しています。

市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進事業《マーケティング課》

PR、広告宣伝、イベント活動、WEBサイトなどのマーケティングツール、手法を通して、市のイメージアップ、知名度の向上を図り、住民誘致を推進します。また、フィルムコミッション事業による本市知名度アップによる地域の活性化を図ります。イベントにおいては、平成22年度からスタートさせた『森のマルシェ』をプラットフォームとして、DEWKS(double employed with kids)：子どものいる共稼ぎの夫婦をはじめとした市外の子育て世代に訴求するイベントを展開し、市の知名度とイメージの向上に努めます。

また、首都圏PR広告をはじめ、各種パブリシティ媒体を駆使し、流山市のブランディングに向けて活動します。



生涯学習のマスコット マナビ

(5) 健全・健康な食生活を進めるまちづくり（食育・地産地消分野）

学校での食育《健康増進課、指導課》

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、望ましい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食や栄養士による授業や啓発活動を通して、全小中学校で食育を行います。

市民農園・体験農園設立支援事業

流山市では、野菜や米などの農作物の栽培が盛んですが、普段市内の農業や、そこで生産されている農産物と関わりを持つ機会のない市民も少なくありません。

市民に食と農への関心をより深めていただき、「地産地消」や「食育」を推進していくためには、市民の方に直接農業を体験していただき、自らの手で農産物をつくる喜びを知っていただくことが一番です。また農業者に農作業の指導をしていただき、子どもからお年寄りまで世代の異なる市民と一緒に農作業を行うことで人の交流の輪が広がることも期待できます。

エコロジー意識の高まりとともに農業への関心を持つ市民が増加傾向にありますが、農業知識のない市民にとっては、専門家の指導の下で気軽に野菜や草花の栽培ができる施設が求められます。

農作業を通じ市民の健康づくりに寄与するもので、農業者が農園経営を行う中で市民などの農園利用者に農業体験をしていただき、農作業や作物の成長と収穫の喜びの実感を通し健康の増進を図っていただきます。

農産物の安全性確保《農政課》

J Aや県などの農業関係機関と共同で防除基準を作成し、農薬の適期適正使用による減農薬化を推進するとともに、農薬使用記帳簿を配布し、記録簿への記帳指導を行い安全性の確保を図ります。また、出荷組合による残留農薬のチェックを支援していきます。

農業振興対策事業《農政課》

パイプハウス等の施設整備や省力化機械等の導入を促進し、高生産・高収益農業を推進します。

○第3章 VIー ネットワーク推進プラン

健康都市運動は、行政の施策だけで推進できるものではなく、流山市全体で推進していく必要があります。また、健康づくりにおいて、市民一人ひとりが健康について興味を持ち、好ましい生活習慣を身につけて、継続して実践していくことが重要です。流山市では、健康づくりに関わるさまざまな取り組みが行われています。市では、このような取り組みの輪がますます広がるように、『広報ながれやま』で健康にまつわる情報を提供することや、市ホームページ内においても健康都市に関わる保健・医療・環境・暮らしなどさまざまな分野で情報共有を図ります。

その他、印刷物や市ホームページ、健康イベント、健康講座などの方法を通じて、健康都市に関する取り組みの周知を図るとともに、市民の健康意識の向上を図ります。健康に関する市民の取り組みについても広く紹介して行くことによって、相互の交流と情報の共有を推進します。

健康都市モデル事業（ヘルシーセティング）

「セティング」とは、人びとが日々の活動に携わる場、社会的な環境のことで、「ヘルシーセティング（健康な場所）」とは、学校や職場など人びとが活動する個々の環境を健康的なものにしていく活動です。健康に関する取り組みを既に行っている学校や団体などの事業を「健康都市モデル事業」として支援します。

具体的には、そのようなモデル事業を『広報ながれやま』や市ホームページで紹介し、広く先進的な取り組みを市民に広報・周知していくことが挙げられます。

これらの取り組みを広く市民に周知していくことによって、健康づくりに取り組む組織や団体を増やしていきます。

総合環境インベントリー（情報の広場）

健康都市運動に役立つ市内のさまざまな資源を十分に活用するためには、これらの資源に関する情報が市民の間で共有される仕組みづくりが必要となります。このような仕組みを広く周知するために、市のホームページ上に『健康都市コーナー』を設置します。その中の「総合環境インベントリー（情報のひろば）」では、健康都市運動に関わる各課のページや、学校・企業・官公庁・NPO法人など各種の組織・団体のホームページなどに掲載されている健康づくりや健康都市に関する情報に簡単にアクセスできます。

「総合環境インベントリー」は、市民の健康づくりに役立つ資源についての情報を集積し、市民が手軽にアクセスできるようにするシステムです。

コラム 流山市健康づくり推進員

「健康づくり推進員」は、市の委嘱を受けて市民の健康づくりを手助けするボランティアです。

地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりの普及と推進を図ることを目的として昭和51年に「保健推進員」として発足したことがその始まりです。

当時は自治会等地域の推薦により委嘱され、乳児訪問等を行っており、その後、昭和63年には自主的な活動を目指す協議会組織として市からの補助金により活動を開始しました。

また、選任方法についても従来の地域からの推薦から公募方式に改められました。平成26年9月末現在では男性6名、女性24名の方々に3年間の任期で委嘱しています。

市内を北部・中部・南部・東部に分け、推進員を配置し、地域に根ざした健康づくりを推進するための活動を行っています。

健康に関する研修を受講していただき、そこで習得された知識を地域で広めていただくために、「健康まつり」での啓発をはじめ、栄養講座や運動教室を開催するなど、積極的に熱意を込めて行っていただいています。

主な活動内容や特徴のある取り組みとして、地区栄養講座を企画・開催しています。「塩分控えめバランス食」「からだにやさしい食事」をテーマに栄養講座を開催するなど各地区でテーマを決め、献立を考え、レシピを作成しています。

また、運動講座も企画しており、地域でのウォーキング等の運動講座を開催することや、「流山市民健康まつり」へ参加するなど積極的に市民の健康づくりをサポートしていただいています。

